

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 5 月 15 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第3号中「法律(昭和37年法律第69号)」を「法律」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」を「定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」に改める。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該

当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 法律の改正に伴う整理（第1条中第36条の2関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、同法の条項を引用している規定について整理を行う。

### 2 原動機付自転車の新たな車両区分の創設に伴う対応（第1条中第82条、第89条関係）

原動機付自転車の区分として

『2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの』

が新たに創設されたことに伴い、その税額を第1種原動機付自転車と同額の2,000円とすることに加え、軽自動車税減免申請書の記載事項に係る規定の整理を行う。

### 3 特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードの運用開始に伴う対応（第1条中第90条関係）

マイナンバーカードと運転免許証が一体化した、特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードの運用開始に伴い、軽自動車税減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整理を行う。

### 4 特定マンションに係る減額措置の特例措置の規定（第2条関係）

特定マンションに係る固定資産税の減額措置の申告にあたり、マンション管理組合の管理者等から提出された必要書類で要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができる特別措置を規定する。

### 5 施行期日

令和7年4月1日

(参 考)

## 地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（以下省略）

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 5 月 15 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第22条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 課税限度額の引き上げ（第3条関係）

1年間に賦課する国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

	現 行	改正後	備 考
基礎課税分	<u>65万円</u>	<u>66万円</u>	1万円引上げ
後期高齢者支援分	<u>24万円</u>	<u>26万円</u>	2万円引上げ
介護分（40歳以上65歳未満のみ対象）	17万円	17万円	据置き
計	106万円	109万円	

### 2 軽減措置の対象範囲の拡大（第22条関係）

前年中の合計所得額の基準を引き上げることにより、対象範囲を拡大する。

#### （1）5割軽減

[現 行] 43万円 + (29万5千円 × 被保険者・特定同一世帯所属者数)  
+ (10万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下

[改正後] 43万円 + (30万5千円 × 被保険者・特定同一世帯所属者数)  
+ (10万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下

※1被保険者数あたり1万円の上乗せ。

#### （2）2割軽減

[現 行] 43万円 + (54万5千円 × 被保険者・特定同一世帯所属者数)  
+ (10万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下

[改正後] 43万円 + (56万円 × 被保険者・特定同一世帯所属者数)  
+ (10万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下

※1被保険者数あたり1万5千円の上乗せ。

### 3 施行期日

令和7年4月1日